

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日のときは、
翌日とする)

目次

- ◇ 告 示 町等の区域の変更
保険医療機関の指定
土地改良事業計画の適否の決定(二件)
土地改良事業の認可(六件)
基本測量の実施
土地区画整理法による換地処分
製造の請負等の指名競争入札に参加する者に必要な資格等
- ◇ 公 告 准看護婦試験の実施

告 示

鳥取県告示第六十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり町及び字の区域を変更する旨の届出が

あつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

この町及び字の区域の変更は、土地区画整理法(昭和二十九年法律第十九号)第百三条第四項の規定による新雲山地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十二年十二月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する町及び字の名称	同上の区域(昭和五十一年八月二十五日現在の地番による。)
雲山字大道ノ下	新字上大樋井七五、七五の一、七六、七七の一、七七の四、八九の一、八九の二、九〇、九〇の一、九一の一、九一の七の一部及びこれらと一体をなす国有地、雲山字大道ノ下のうち五四から五六までの一部、五九の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
雲山字背戸田	新字上大樋井九一の七の一部及びこれらと一体をなす国有地、雲山字大道ノ下五四から五六までの一部、五九の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに雲山字背戸田の全域
新字上大樋井	新字上大樋井のうち七五、七五の一、七六、七七の一、七七の四、八九の一、八九の二、九〇、九〇の一、九一の一、九一の七及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

鳥取県告示第六十五号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に

に基づき、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和五十二年十二月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名称	所在地	指定年月日
岸齒科医院	鳥取市末広温泉町一六三	昭和五十二年十二月十二日
瀧田小児科医院	鳥取市湖山町北四丁目八一八の一	昭和五十二年十二月六日
聖園ベビーホーム診療所	米子市旗ヶ崎七四〇	昭和五十二年十二月一日
井奥産婦人科医院	倉吉市仲ノ町七七〇	昭和五十二年十二月六日
川西齒科医院	倉吉市西倉吉町二一	昭和五十二年十二月一日
清水内科医院	鳥取市吉方町一丁目四三七	昭和五十二年十二月九日

鳥取県告示第六十六号

昭和五十二年十一月七日付けで溝口町から申請のあつた土地改良（福岡地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年十二月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十二年十二月二十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六十七号

昭和五十二年十一月十五日付けで北条町から申請のあつた土地改良（一の崎地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年十二月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十二年十二月二十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

北条町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六十八号

東郷町から申請のあつた町営土地改良(小鹿谷地区農道舗装)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十二年十二月十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十二年十二月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第六十九号

日南町から申請のあつた町営土地改良(福寿実地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十二年十二月十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十二年十二月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七十号

日吉津村から申請のあつた村営土地改良(海川地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十二年十二月

十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十二年十二月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七十一号

河原町から申請のあつた町営土地改良(袋河原地区農道舗装)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十二年十二月十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十二年十二月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七十二号

岸本町から申請のあつた町営土地改良(番原地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十二年十二月十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十二年十二月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七十三号

東郷町から申請のあつた町営土地改良(長江地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十二年十二月十九

日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十二年十二月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七十四号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和五十二年十二月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 作業種類

基本測量（土地利用調査）

二 作業期間

昭和五十三年一月十日から同年二月二十八日まで

三 作業地域

智頭町

鳥取県告示第七十五号

新・雲山土地区画整理事業施行地区の宅地について、昭和五十二年十二月十五日換地処分を行った旨の届出があったので、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第四項後段の規定により告示する。

昭和五十二年十二月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七十六号

昭和五十三年度における製造の請負、物件の売買及び役務の提供（測量、設計及び地質調査に係るものを除く。）について県が行う指名競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の手続等について、次のとおり定めたので告示する。

昭和五十二年十二月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 指名競争入札に参加する者に必要な資格

指名競争入札に参加する者に必要な資格は、次に掲げる要素を総合勘案して行つた審査の結果に基づき、契約の種類及び予定金額に対応させて定めた資格とする。

1 資格審査願提出前二年の各事業年度における製造高又は収入高

2 従業員の数

3 資本又は出資の額

4 営業年数

5 機械、装置、車両、運搬具等の保有量

6 流動比率（流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分比で表わしたものをいう。）

7 その他経営及び信用の状態

二 資格審査の手続

1 願書

指名競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けようとする者は、指名競争入札参加資格審査願（様式第一号）を昭和五十三年二月

末日までに知事に提出しなければならぬ。

ただし、提出期限について、知事が特別な理由があると認めるものについては、この限りでない。

2 添付書類

指名競争入札参加資格審査願には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

ただし、昭和五十二年度に資格を得た者で、印刷、工用材料販売、清掃及び採石に係る業を営むものにあつては(一)から(四)まで、(九)及び(十)に掲げる書類を、その他の業を営むものにあつては(一)、(四)及び(五)に掲げる書類を添付すれば足りる。

- (一) 経営実態調査書(様式第二号)
- (二) 営業用機械器具調査書(様式第三号)
- (三) 貸借対照表(資格審査願提出前一年の事業年度分のもの)(様式第四号)
- (四) 資格審査願提出前一年における納税義務の発生した国税(法人税又は所得税に限る。)及び鳥取県の県税(事業税及び自動車税に限る。)の納税証明書

(五) 営業証明書(法人にあつては登記簿の謄本、個人にあつては市町村長の証明書)

(六) 許可、認可等を必要とする業種にあつては、これを証する書面

(七) 個人である場合においては、その者の身分証明書(禁治産者、準禁治産者又は破産者で復権を得ない者でないことを証する書面)

(八) 印鑑証明書

(九) 採石業を営む者にあつては、採石納入実績証明書(前年度鳥取県

に納入した実績(金額)を証する書面)

(十) 委任状(年間を通じ、入札、見積り、契約の締結等を委任する場合に限る。)

三 資格審査の結果の通知

資格審査の結果、資格が決定したときは、資格決定通知書によりその旨を通知する。

四 資格の有効期間

一による資格の有効期間は、昭和五十三年度限りとする。

ただし、昭和五十四年度の指名競争入札に参加するために必要な資格が決定されるまでの間は、引き続き効力を有するものとする。

様式第1号

指名競争入札参加資格審査願

鳥取県知事

製造の請負
物件の売買に係る指名競争入札に参加
役務の提供

殿昭和53年度において鳥取県で発注される下記営業種目の

する資格の審査を受けたいのでお願いします。

なお、この資格審査願の記載事項及び添付書類については、事実と相違ないことを誓約します。

昭和 年 月 日

郵便番号 □□□-□□

住 所

商号又は名称

代表者氏名

Ⓜ

電話番号 局() - 番

記

希望する営業種目 (詳細は記載説明書参照)	
--------------------------	--

店 舗 の 写 真

本社(本店)の位置(略図)

(注) 審査願は、支店、営業所等があつても本社名で記入し提出すること。

様式第2号

経 営 実 態 調 査

昭和 年 月 日

(1)区 分	支 社 (支 店) 営 業 所 等						
商号又は 名 称							
所在地							
代表者							
電話番号							
(2)代理店又は 特約店	分類番号	会 社 名		分類番号	会 社 名		
(3)営業年数	創 業	現 組 織 に 変 更		営 業 年 数			
	年 月 日	年 月 日		年 月 日			
(4) 製造高、 販売高、 又は 収入高	直前第2年度分決算から			直前第1年度分決算から		年間平均高	
	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで	千円		千円
(5) ① 流 動 率	流動資産	千円 × 100 =		(貸借対照表より)		%	
	流動負債	千円				%	
	② 従業員 の 数	技術関係職員	事務関係職員	販売関係職員	その他の職員	計	
		(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	
③ 資本 (又は) 出資 の額	区 分	直前決算時 (千円)	剰余(欠損)金処分(千円)	計 (千円)			
	資 本 金 (又は出資金)						
	準 備 金						
	積 立 金						
	繰 越 金 (繰越欠損)						
	計						
④ 模 式 設 備	区 分	機械器具 (千円)	車両・運搬具(千円)	工具・器具(千円)	計 (千円)		
	①価格(取得・製作)						
	②減価償却費						
	① - ② 価格						
(6)	前年度登録の状況	登録の有無	有 無	登録業種 及び番号	業No	左の格付 級	

様式第4号

貸 借 対 照 表

(年 月 日 現在)

資 産 の 部		資 本 の 部	
項 目	金 額	項 目	金 額
現 金 ・ 預 金		支 払 手 形	
受 取 手 形		買 掛 金	
売 掛 金		短 期 借 入 金	
原 材 料		未 払 金	
仕 掛 品		未 払 費 用	
製 品 (商 品)		預 り 金	
貯 蔵 品		前 受 金	
そ の 他 の 流 動 資 産		そ の 他 の 流 動 負 債	
計 (流 動 資 産)		計 (流 動 負 債)	
土 地		長 期 借 入 金	
固 定 資 産 (土 地 を 除 く)		そ の 他 の 固 定 負 債	
無 形 固 定 資 産			
投 資		計 (固 定 負 債)	
そ の 他 の 固 定 資 産			
		負 債 計	
計 (固 定 資 産)		資 本 金 及 び 剰 余 金	
		当 期 利 益 金	
繰 延 勘 定			
		計 (資 本)	
合 計		合 計	

公 告

保健婦助産婦看護婦法（昭和28年法律第203号）第18条の規定により、
准看護婦試験を次のとおり実施する。

昭和52年12月23日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 1 試験の日時
昭和53年3月1日（水） 午前9時から
- 2 試験の場所
鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県庁講堂
- 3 受験願書の提出期限
昭和53年1月13日（金）から昭和53年2月8日（水）まで（郵送の場合、昭和53年2月8日までの消印のあるものは、有効とする。）
- 4 その他受験についての詳細は、鳥取県衛生環境部医務課へ問い合わせること。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月八百円（送料を含む。）】